令和6年度 ハイヤー・タクシー事業者における 労働災害防止対策

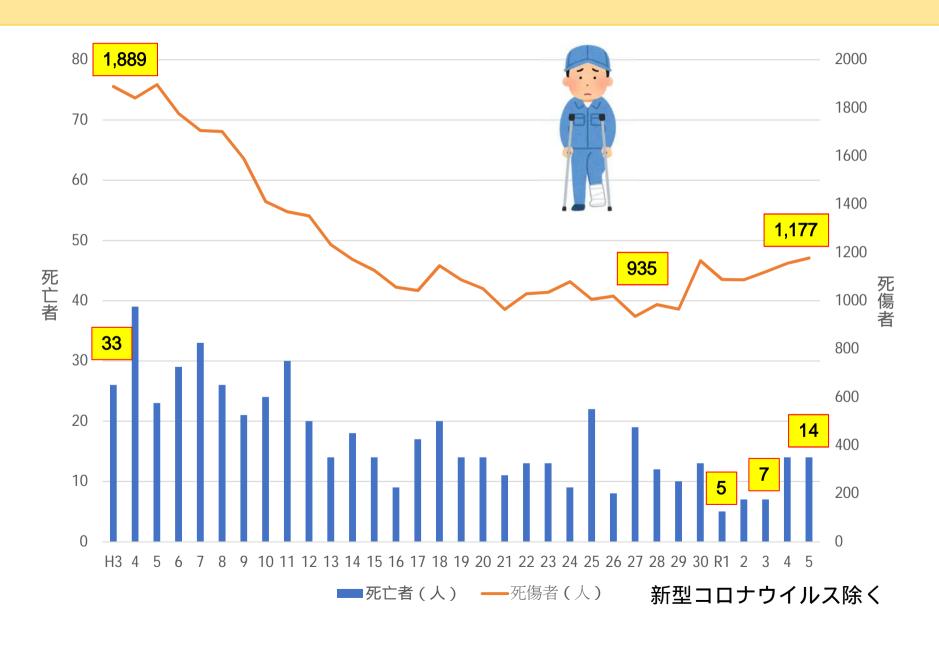
♥厚生労働省秋田労働局

本荘労働基準監督署

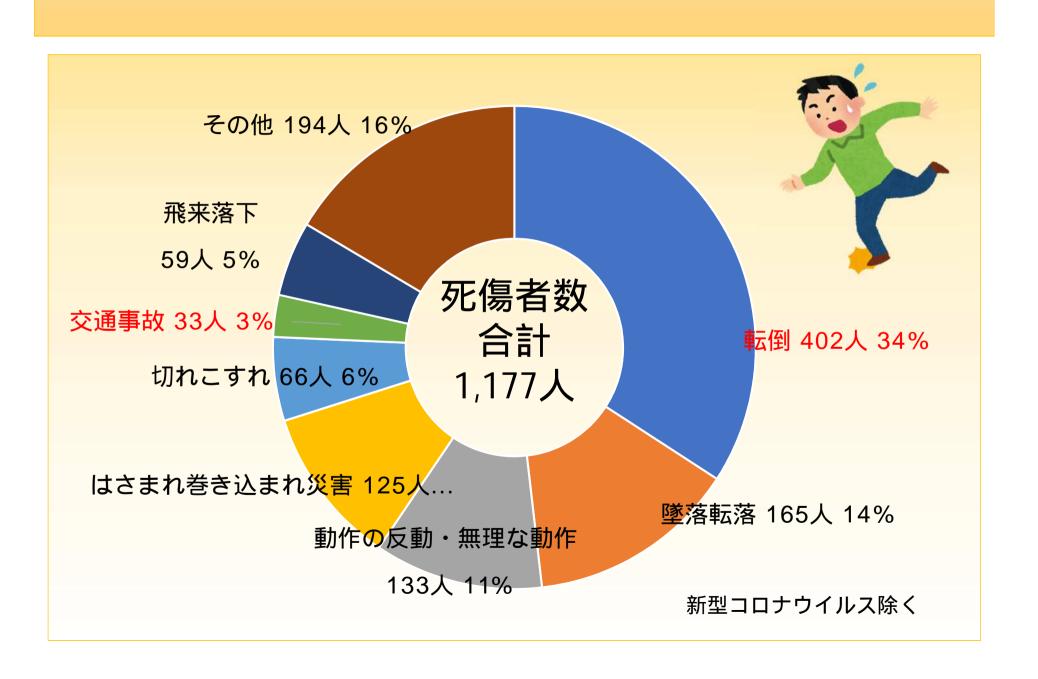
本日のテーマ

- 1.秋田県内の労働災害発生状況について
- 2.交通労働災害の防止対策について
- 3.転倒災害の防止対策について

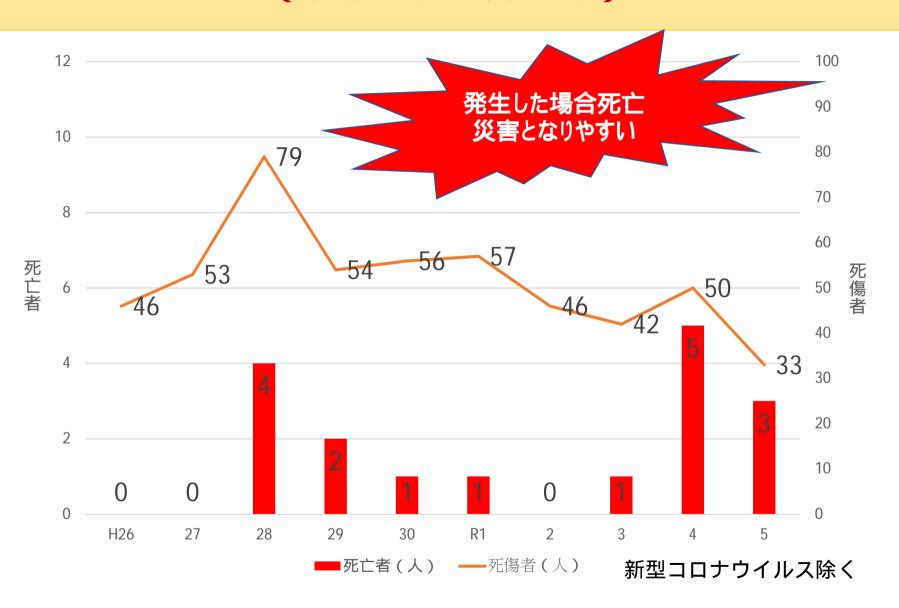
秋田県における労働災害発生状況の推移 (平成3年~令和5年)



秋田県における労働災害発生状況(令和5年)



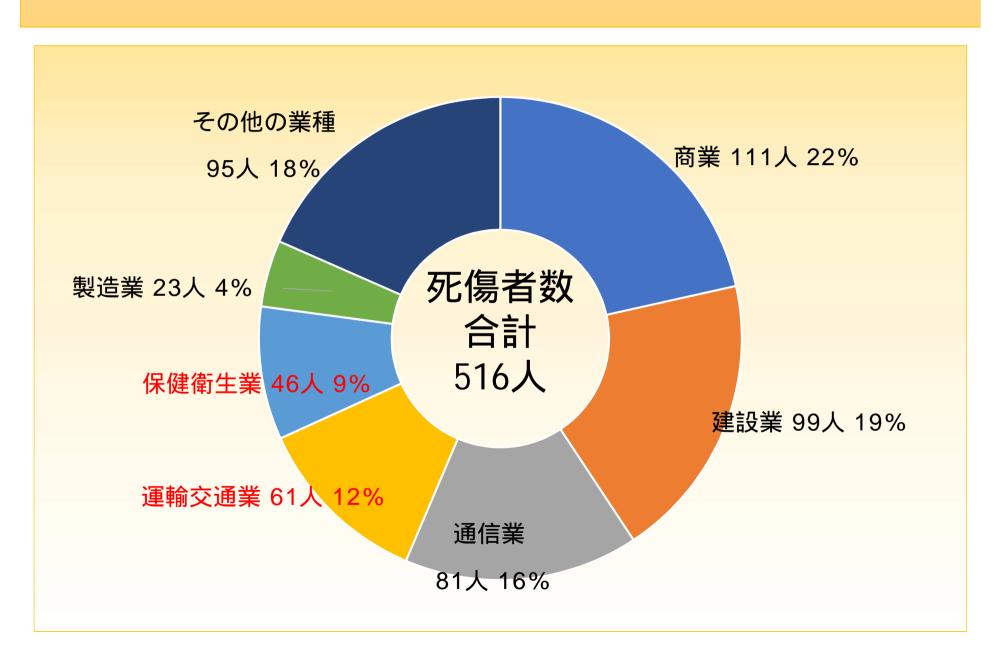
秋田県における交通労働災害発生状況 (平成26年~令和5年)



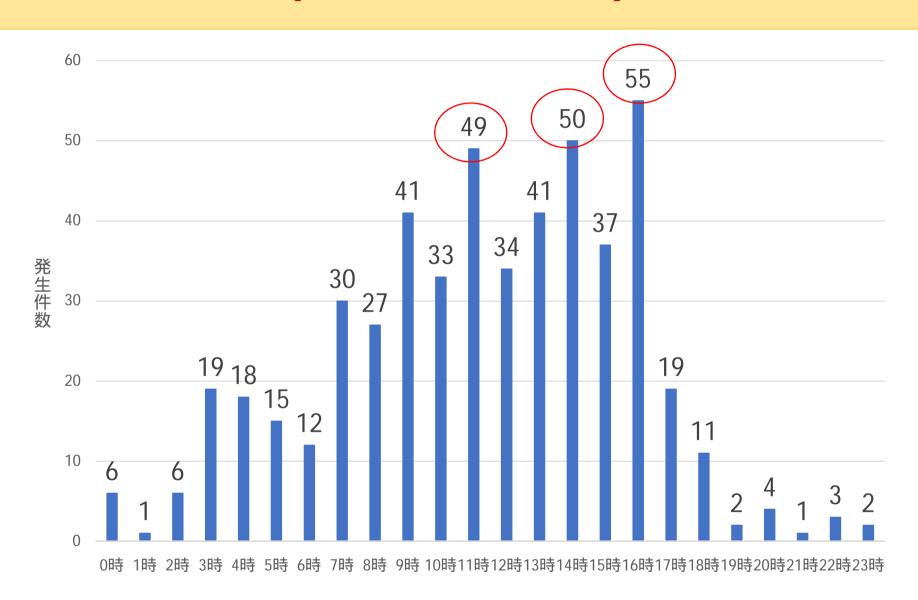
令和5年交通労働災害による死亡災害発生状況

No	署別	発生月	業種名	年 齢 経 験 (年以上 年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	能代	4月	道路建設工事業	60歳代 (10~20年)	交通事故(道路)	トラック	被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道 と歩道の間の防風柵に衝突した。
2	秋田	8月	社会福祉施設	40歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は事業場に戻るため社有車で県道を走行中、交差点内で、右折するため待機していた対向車のドアミラーに接触し、次いで対向車線の縁石に乗り上げてバス停の時刻標識柱等に衝突した。被災者は事故の衝撃で折れた肋骨が心臓に突き刺さり死亡した。
3	秋田	8月	一般貨物自動車 運送業	60歳代 (30~40年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は、幅員8メートルの市道左側車線に駐車したトラックから降車し、反対車線側に市道を横断し荷物を配達した後、信号機や横断歩道のない市道上を横断しトラック運転席付近まで戻ったところ、トラック後方からその右側を通過しようと走行してきた車両にはねられ、その下部に巻き込まれた。

秋田県における業種別交通労働災害発生状況 (平成26年~令和5年)



秋田県における時間帯別交通労働災害発生状況 (平成26年~令和5年)



全業種の有効求人倍率:1.00倍

自動車運転従事者の有効求人倍率:1.20倍

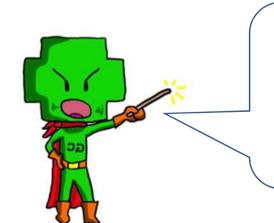
R6.4 ハローワーク本荘管内

休業災害における平均休業見込日数: 35日

R5 秋田県内



 $35 日 \times 1,177$ 件 = 41,195日



安定した事業運営のためにも

労働災害の防止の取り組みを

交通労働災害防止のためのガイドライン

☑ ガイドラインの目的

- 事業者はガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を 防止する。
- · 労働者は**事業者の指示、交通ルールなど**必要な事項を**守り、** 事業者に協力して交通労働災害の防止に努める。



☑ 管理体制の確立

- 交通労働災害防止のための**管理者(運行管理者、安全運転管理者など)を選任**し、責任、権限を定め、必要な教育を行う。
- 安全委員会など会議の場で、**交通労働災害の防止について調査、審議**を行う。
- **安全衛生方針を表明**し、目標を定める。

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- 走行の**開始・終了**や経路についての計画を作成する。
- 早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

• **疲労、飲酒**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前に点呼**によって確認する。

交通労働災害防止のためのガイドライン

例



策定日 令和 年 月 日 掲示日 令和 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めま

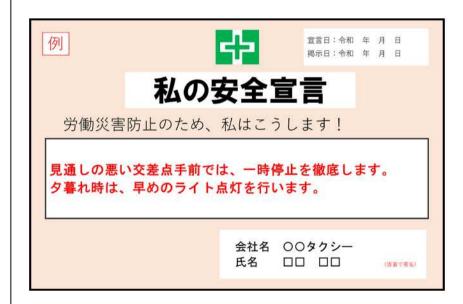
d.

- 安全衛生の基本方針・

- ① 今年度の交通事故の発生を〇件にする。
- ② ドライバーが日没前の早めのライト点灯を行うよう 定期的な教育を実施する。
- ③ 交通事故の危険を感じた場所を安全委員会で確認し、ヒヤリハットマップを作成、定期的に更新する。
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、 効果的な改善を継続的に実施する。

会社名 ○○タクシー 代表者 ◇◇ ◇◇

(自筆で署名しましょう)



ヒヤリハット調査の設計 調査用紙の実際】

事故やヒヤリハットの原因分析にも

勤務前調査 ハイヤータクシー用

本日の乗務について、出庫前に以下の空欄に記入し、該当する□欄にチェック (レ) してください。なお、昼の0時は「午後0時」、夜中の0時は「午前0時」 とお書きください。

本日の日付		月	日	
現在の時刻	口午前	□午後	時	分
昨晩の就床時刻	口午前	□午後	時	分
今朝の起床時刻	口午前	□午後	時	分
今日の睡眠の充足度	口十分	□ふつう	口やや不足気味	口まったく不足
起床後、今までに仮眠を	ロしなが	かった 口し	した(分間)
現在の体調	ロとて	もよい 口点	ふつう 口あまり	よくない 口かなり悪い
現在の眠気	口元気	(まったく目	氓くない) □ふつう	口少し眠い 口とても眠い
現在の疲れ	口快調	□ふつう	う □やや疲れ気味	□かなり疲れている
今日の出庫時刻	口午前	口午後	時	分

国土交通省「ヒヤリハット調査の方法と活用マニュアル」より

交通労働災害防止のためのガイドライン

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- 交通事故発生状況、デジタコ、ドライブレコーダーの記録、運転業務中のヒヤッとした こと、ハットした体験を報告する「ヒヤリハット」の収集を行い、事故防止対策を検討する。
- **危険マップ作成**して、過去の事故発生場所や、歩行者の多い区間などを 地図上に表して、**共通認識を持つ**。
- ポスターや標語を掲示して、安全について 常に意識させる。

事故発生十字路

一時停止確実に!

脇見注意

☑ 教育の実施

雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- 交通法規、改善基準告示などの遵守
- 十分な睡眠時間の必要性の理解
- **飲酒による運転への影響**の理解
- 交通安全情報マップによる実態把握
- 交通危険予知訓練(交通 K Y T) による安全確保 独立行政法人自動車事故対策機構の危険予知シートなど

Cタイプ調査票(ワークシート方式)

勤務中調査(危険感知1件目) ハイヤータクシー用

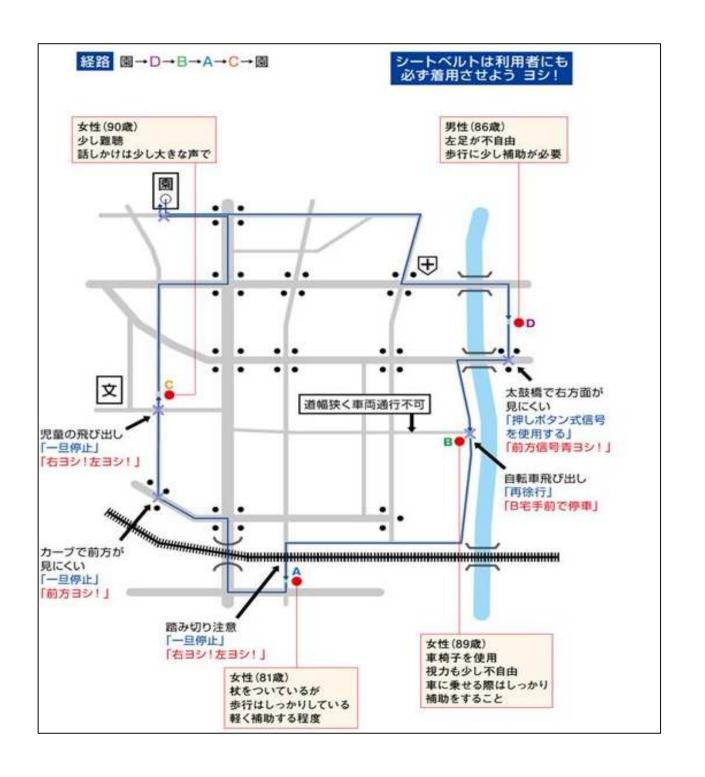
各阶层如味剂 口左带 口左络

運転中に危険を感知したら、該当する□欄にチェック(レ)してください。

厄陕您知时刻		支 时	71		
そのときの天候	□晴	□量	口雨	□雪	□霧
道路種別	口高速	□一般幹線	口裏道		
道路形態	口有信号交差点内	口無信号交差点内	口交差点付近	□直線路	
	ロカーブ路	口その他()		
道路渋滞	口渋滞していた	口渋滞してなかった			
走行状態	口発進	口走行	口徐行	□減速	□停車
走行方向	□前進	口右折	口左折	□後退	□車線変更
営業状態	口空車	□迎車	□実車	□乗降中	□待機中
乗客数	ㅁㅇㅅ	口1人	口2人	口3人	□4人またはそれ以上
営業収入の状態	口よかった	口あまりよくなかっ	o <i>t</i> =	口悪かった	
	犬況図とその解 状況の図				解 説

つぎのようなことが 01. 前車との接近が	ありましたか。 ロあった 口なかった	関係があると思いる		□ある	口ない
01. 前半との接近が 02. 車内や車外でみえないところが		02. 他車の信号無視や一時停止		ロある	
03. 急な飛び出しや割り込みが		03. 運転中の携帯、無線、カーカ		L000	<u>п</u> .
04. 予測できない他車の動きが	□あった □なかった	操作と		□ある	口ない
05. 他車の未熟な運転技術が	□あった □なかった	04. 客の急な手上げや指示と		口ある	口ない
a 各陸な生能となった	トキ	。 各除な出能したスさ	±1−		
d. 危険な状態となった つぎの状態がありま		e. 危険な状態となる前 つぎのようなことだ		したか。	
つぎの状態がありま				- 1-11	-
つぎの状態がありま 01.体調の不良が	したか。	つぎのようなことだ	がありま □あった	ロなかっ	t:
つぎの状態がありま 01. 体調の不良が 02. 疲れが	したか。 □あった □なかった	つぎのようなことだ 01. 急ぐ必要が	がありま □あった	ロなかっ	たった
つぎの状態がありま 01. 体調の不良が 02. 疲れが 03. 眠気が	したか。 □あった □なかった □あった □なかった □あった □なかった	つぎのようなことが 01. 急ぐ必要が 02. 地理に不案内で道に迷った	がありま □あった □あった	□なかっ □なかっ □なかっ)t=)t=)t=
	したか。 □あった □なかった □あった □なかった □あった □なかった	つぎのようなことだ 01. 急ぐ必要が 02. 地理に不案内で道に迷った 03. 客とのトラブルが	がありま □あった □あった □あった	□なかっ □なかっ □なかっ)t=)t=)t=

国土交通省「ヒヤリハット調査の方法と活用マニュアル」より



[タクシー1] 夜間の交差点を左折

交通場面の状況等

- ・前方の信号が青の交差点に接近し、 左折しようとしている。
- ・前方を自転車が走行している。

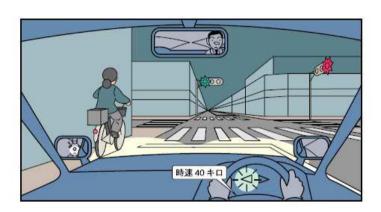
・制限速度:時速50キロ

・路 面:乾燥・天 候:暗

・乗 客:1名

· 運 転 者:年齢51歳

· 運転経験: 10年



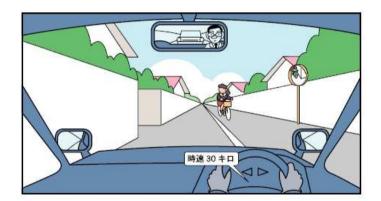
どのような危険が潜んでいるか	どのような運転をすればよいか

[タクシー3] 住宅街の走行

交通場面の状況等

- ・前方左側に脇道のある住宅街の道路を走行している。
- ・前方から自転車が近づいている。
- ・後続車がいる。

- 制限速度:時速40キロ
- ·路 面:乾燥
- · 天 候: 晴
- ·乗 客:1名 ·運 転 者:年齢45歳
- · 運転経験: 12年

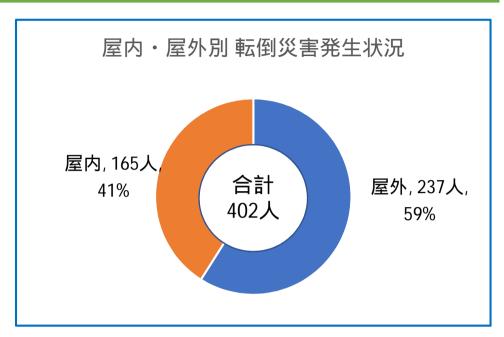


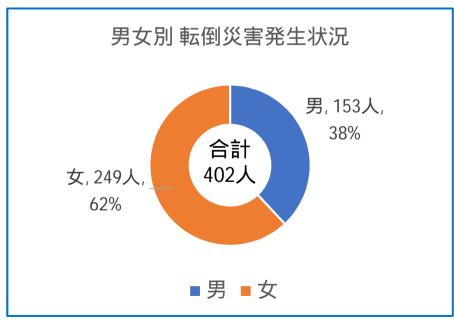
どのような危険が潜んでいるか	どのような運転をすればよいか

独立行政法人自動車事故対策機構HPより

令和5年 転倒災害発生状況 (秋田県内)







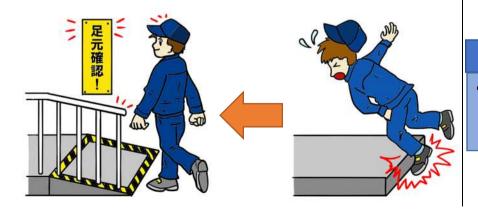


転倒防止対策について

転倒災害は、災害の中で最も多い事故の型となります。災害全体の4分の1を占めており、ケガをすると、重篤な状態になりやすく、全体の平均休業日数より多く、平均1か月強の休業を強いられます。また、高年齢労働者の被災率も高くなります。始業前の体操等で筋力アップを図りましょす。

「見える化」の実施

• 注意表示の掲示、注意喚起のテープを 貼る、段差を解消してスロープを設置、 手すりの設置、凍結箇所へのカラーコー ンの設置など対応可能な場所から「見え る化」を取り組みましょう。



転倒防止のポイント

45の実施

• 整理整頓を実施して、通路や 作業エリアに道具や不要物を 置かないようにしましょう。





転倒しにくい作業方法

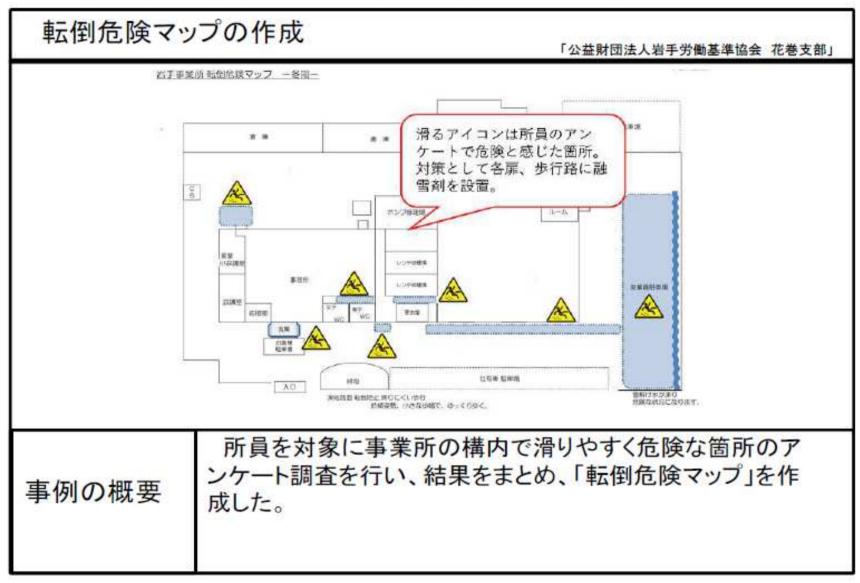
- 足元の見えにくい状態で作業しない。
- 時間に余裕を持って行動する。

運動プログラムの導入等

• 労働者の身体機能の低下を抑制し、転倒災害を予防しましょう。



事例6 【 転倒災害に関する見える化 】



岩手労働局花巻労働基準監督署「『見える』あんぜん事例集」より

事例13 [転倒災害に関する見える化]

危険箇所と安全ルールの見える化

「建設業労働災害防止協会 岩手県支部 花巻分会」



事例の概要

駐車場の転倒のおそれがある危険箇所に表示を行い、社員 の安全意識の徹底を図った。

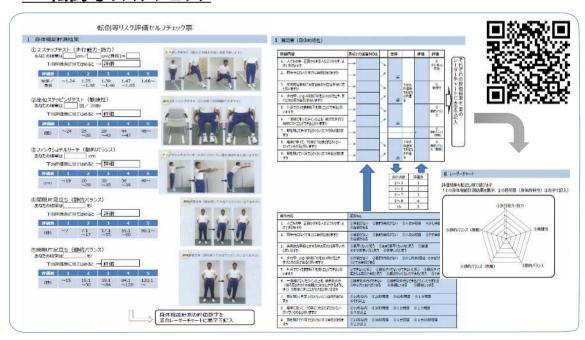


なぜ転倒災害の防止に運動プログラムの 導入などのソフト面の対策?

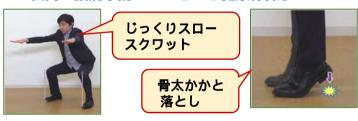
- ⑦ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすく 転倒等リスクチェック及び運動プログラムの導入
- ⑦ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大 市町村が実施する「骨粗鬆症検診」の受診勧奨

運動プログラムの導入等 労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

転倒等リスクチェック



転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」



厚生労働省 毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ



エイジフレンドリーガイドライン

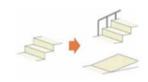




働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう









1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化 します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット 事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策) 身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)** 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況 を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いの ために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講 じます。
 - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。 (再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

(消費税を除く)

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導 等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間令和6年5月7日~令和6年10月31日

高年齢労働者の 転倒防止や腰痛予防のための コラボヘルスコース 労働災害防止対策コース スポーツ・運動指導コース • 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること 対 ● 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 象 高年齢労働者(60歳以上)を労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 常時1名以上雇用している 業 |・対象の高年齢労働者が補助対象 に係る業務に就いている ● 1年以上事業を実施している事業 ● 労働者の転倒防止や腰痛予防の 事業所カルテや健康スコアリン 場において、高年齢労働者の身体 ため、専門家等による運動プロ **グレポート**を活用したコラボへ 補 機能の低下を補う設備・装置の導 グラムに基づいた身体機能の 助 ルス等、労働者の健康保持増進 妏 入その他の労働災害防止対策に要 チェック及び専門家等による運 のための取組に要する経費 象 する経費(機器の購入・工事の施 動指導等に要する経費 工等) 補助率:1/2 補助率:3/4 補上 助限 上限額:100万円 上限額:30万円 率 額

(消費税を除く)

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

対象となる中小企業事業者の範囲

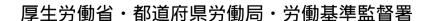
	業種	常時使用する 労働者数 1	資本金又は 出資の総額 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	5 0 人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1 億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、 保険業など	300人以下	3 億円以下

- 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

注意事項

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の 上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。







一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- 60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その 他の労働災害防止対策を補助対象とします。
 - ●具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

(ア) 転倒·墜落災害防止対策

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
- 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチ ング等の導入、凍結防止装置の導入)
- 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- 階段の踏み面への滑り防止対策
- 階段への手すりの設置 (※1)
- 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

(※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

Q検索

(URL ttps://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf)

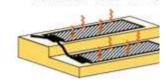
転倒防止対策



水場における防滑性 の高い床材等の導



従業員通路への 凍結防止装置の導



(1)重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ・不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ・重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身份 負担を軽減する機器



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備 (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象 体温を下げるための機能のある服の導入

- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による 健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)



(工) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入
 - ★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、 体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース 【対象:全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。
 - ・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための 身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限ります (オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です (メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



③ コラボヘルスコース

【対象:全ての労働者】

「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

<コラボヘルス>

事業者·労働者 (被保険者)

医療保険者への データ提供の依頼・同意等

事業主健診情報の提供

- 健康スコアリングレポート や事業所カルテの提供
- 健診情報を活用した保健事業の提供

健康診断 実施機関

事業主健診情報の提供

医療保険者 (協会けんぼ等)

■ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組 に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

具体的には、次のような取組が対象となります●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙 指導、メンタルヘルス対策等の 健康教育、研修等

(オンライン開催、e ラーニン グ等も含む)

→ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存 及び管理を行い、事業所カル テ・健康スコアリングレポート の活用等によりコラボヘルスを 推進するためのシステムの導入 ※初期導入費用のみ

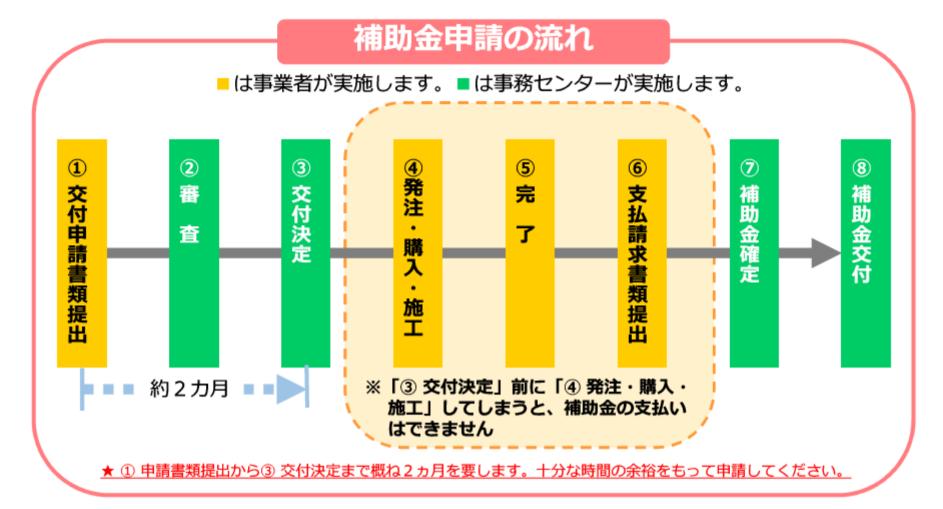
バソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働 者への健康保持増進措置 (健康診断、歯科健康診断、 身体機能のチェックの費用 は除く)

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から 提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q&Aをご確認ください ⇒





- ➡「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください(申請書類の郵送やメール送付は行っておりません)
- ⇒ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にある Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した 「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**(エイジフレンドリーガイドライン)」を活用しましょう エイジフレンドリーガイドライン → https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf



交付申請書類受付期間 令和6年5月7日~令和6年10月31日(当日消印有効)

支払請求書類受付期限 令和7年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」

(ホームページ https://www.jashcon-age.or.jp)

由請扣当

関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター

交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります (メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください

T-1647	
電 話:03(6381)7507	電 話:03(6809)4085
FAX:03(6381)7508	FAX:03(6809)4086

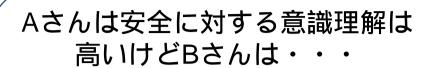
专払扣当

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~16:00

(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)

<8月13日~8月16日(夏季休暇)、12月30日~1月3日(年末年始)を除く>



現場に負担が・・・



一人ひとりに理解を求めることだけでなく、 **通常業務に安全衛生活動を溶け込ませる**

安全衛生活動の仕組み化

